

「はい。こちら企業の
労働110番です」
電話の主は、先月協会
の労働実務専門講座を受
講された、労働者100
名の印刷会社の総務部長
さんであった。

名北協会相談員日誌 ④

名北の企業の 労働110番です



(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

現場管理者も労務管理の責任者

徹底を説明した。しかし、各部署の責任者は、「私たちには印刷、デザイン、営業などそれぞれの管理業務がある。労務管理は総務の仕事だから、総務が行えればいい」こんな発言が続出し、全く取り合つてもらえない。どうしたらよいか」「半分愚痴のような相談であった。

実は、労働基準法、労働安全衛生法の世界では、部長、課長、支店長、工場長等の現場管理者にも、法的な責任が課される場合があり、「労務管理は総務の仕事」という考えは通じず、現場管理者の認識不足は、時に企業や経営者にも責任が及ぶ大問題となる。

個人企業は企業主個人、②事業の経営担当者として社長等の法人役員等、③その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行行為をするすべての者、の3者を使用者としている。

部長等の現場管理者も、労働安全衛生法では、法の履行者、責任者としており、法人組織は法人そのもの、個人企業は企業主個人がこれにあたる。しかし、実際に業務を管理しているのは、工場長、製造部長、現場監督等であり、このようない現場管理者も違法行為があれば処罰対象となる。なお、労働安全衛生法では、違法の防止に必要な措置の実施の有無に関わらず、その罪は事業者にあたる。

ご相談いただいた総務部長さんは、各部署の管理者の方々に、まずその責任の重さからご説明することをお勧めしました。

当協会では現場管理者の方に、最低限必要な労働法令についての1日研修「労働実務総合研修」を、隔月で開催しております。お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。



（この前の講習で教えてもらった内容に基づき、労務管理の向上のために課長以上を集め会議を開き、労働条件の明示、労働時間の管理、労働災害の防止、健康の確保等の

徹底を説明した。しかし、各部署の責任者は、「私たちには印刷、デザイン、営業などそれぞれの管理業務がある。労務管理は総務の仕事だから、総務が行えればいい」こんな発言が続出し、全く取り合つてもらえない。どうしたらよいか」「半分愚痴のような相談であった。

実は、労働基準法、労働安全衛生法の世界では、部長、課長、支店長、工場長等の現場管理者にも、法的な責任が課される場合があり、「労務管理は総務の仕事」という考えは通じず、現場管理者の認識不足は、時に企業や経営者にも責任が及ぶ大問題となる。

個人企業は企業主個人、②事業の経営担当者として社長等の法人役員等、③その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行行為をするすべての者、の3者を使用者としている。

部長等の現場管理者も、労働安全衛生法では、法の履行者、責任者としており、法人組織は法人そのもの、個人企業は企業主個人がこれにあたる。しかし、実際に業務を管理しているのは、工場長、製造部長、現場監督等であり、このようない現場管理者も違法行為があれば処罰対象となる。なお、労働安全衛生法では、違法の防止に必要な措置の実施の有無に関わらず、その罪は事業者にあたる。

ご相談いただいた総務部長さんは、各部署の管理者の方々に、まずその責任の重さからご説明することをお勧めしました。

当協会では現場管理者の方に、最低限必要な労働法令についての1日研修「労働実務総合研修」を、隔月で開催しております。お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。